災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和8年8月31日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和８年８月27日からの大雨に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058（AI電話事故受付）
受付時間：24時間365日対応
今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
富山県 (4 市)	8 月 27 日	高岡市（たかおかし)、氷見市（ひみし)、 小矢部市（おやべし)、射水市（いみずし）
石川県 (4 市町)	8 月 27 日	羽咋市（はくいし)、羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち)、 羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう)、鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）
福井県 (6 市町)	8 月 29 日	福井市（ふくいし)、大野市（おおのし)、勝山市（かつやまし)、あわら市（あわらし)、坂井市（さかいし)、 吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちょう）

以上